

様式 1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	あゆむ保育園	
運営法人名称	社会福祉法人 大阪重症心身障害児者を支える会	
福祉サービスの種別	小規模型事業所内保育事業	
代表者氏名	園長 田中容子	
定員（利用人数）	12 名	
事業所所在地	〒 545-0014 大阪市阿倍野区西田辺町2丁目10番8号	
電話番号	06 － 6691 － 2800	
FAX番号	06 － 6691 － 2801	
ホームページアドレス	https://sasaerukai.or.jp	
電子メールアドレス	ayumu@sasaeru.or.jp	
事業開始年月日	令和2年4月1日	
職員・従業員数※	正規 4 名	非正規 6 名
専門職員※	保育士 8名 調理師 1名	
施設・設備の概要※	[居室] 保育室（ほふく室を含む）1室	
	[設備等] テラス（園庭） 給食室 乳幼児用トイレ 事務室	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

のびのびと自分を表現し、生き生きと生活を楽しむ子

- ・ひとりひとりの子どもを認め、成長を喜ぶ
- ・保護者・地域の方々とも良好な関係を作り、一緒に子どもを見守る
- ・積極的に戸外遊びを楽しむ
- ・言葉を豊かに育む
- ・一日の生活の連続性に配慮し、子ども主体の、計画性を持った保育を行う

【施設・事業所の特徴的な取組】

1. 手ぶら保育

保護者の登降園の負担を軽減したいとの思いから、定額料金（月額1500円）でオムツ・お昼寝布団・園内着やパジャマ等を園で準備。子どもにもわかりやすいよう、マークをつけて個人使用。洗濯は園で行う。紙おむつの処理も園で行っています。

2. 頻繁な戸外活動

よく手入れされた近くの都市公園へほぼ毎日お散歩に行き、

3. 園児の想いにそった手厚い保育

少数のこども一人ひとりの状態や想いに丁寧に寄り添う保育

4. 手作りの給食とおやつ

保育室に隣接した調理室で、有機野菜などの新鮮な食材を使用した手作りの給食を提供しています。おやつも市販のものではなく手作りしています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	特定非営利活動法人ふくてっく
大阪府認証番号	270003
評価実施期間	令和7年6月20日～令和8年3月25日
評価決定年月日	令和8年3月25日
評価調査者（役割）	1102C008（運営管理委員） 2502C003（運営管理委員） 1201C029（専門職委員） （ （

【総評】

◆評価機関総合コメント

あゆむ保育園（以下「園」）が位置する大阪市阿倍野区西田辺地区は文教地区に指定された閑静な住宅地であり、また大阪メトロ西田辺駅やJR鶴ヶ丘駅からそれぞれ徒歩8分、5分と交通利便性が非常に高く、治安も良好で、また大阪市内でも屈指の公園にも恵まれています。地域はファミリー層の人気の街であり、少子化が進む大阪市内にあっても、保育ニーズの高いエリアです。現園長と副園長は、自分たちが考える保育を実現したいと起業を念じていましたが、社会福祉法人大阪重症心身障害児者を支える会（以下「法人」）の保育事業を興したいという想いとの出会い、法人が新たに新設した障がい者支援事業所との合築で2020年4月に開設しました。母体法人に勤務している職員のこどもを預かる枠と地域枠の計12名定員の小規模園です。

こどもたちが、のびのびと自分を表現し、生き生きと生活を楽しむことができ、保護者の負担を最小化することに努めています。また、よく手入れされた近くの公園への散歩、戸外活動を頻繁に行っていることも保護者から好評を得ています。

小規模な園ですが、母体法人が堅実な経営を支えています。

◆特に評価の高い点

■楽しく協調するチームビルドで保育の質を向上する取組

園長は園の保育方針を堅持しつつ、保育士一人ひとりが主体的に考え、個々の得意を活かして臨機に応用し、チームで支え合って楽しく保育実践ができる環境づくりを目指しています。

■公正かつ透明性の高い適正な運営

社会福祉法人としての運営管理体制が確立しており、公正かつ透明性の高い適正な運営が行われています。

■利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供

卒園児の口コミも多く、戸外活動でほぼ毎日公園に行き、いつも見かける園となっている。一番の特徴である「手ぶら保育」にも興味を持たれるなど園のアピールが来ています。

■感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制

6年前に開設した当時からコロナ対策を余儀なくされる環境から、換気や除菌については日常的で、さらに会議で感染症の対策実演を交えて確認と見直しを実施しています。

■こどもの状態に応じた保育の実践

こども一人ひとりの個性を尊重した保育を実践しています。特に、否定的な言葉や急かす表現をポジティブな言葉に置き換える工夫により、こどもが自発的に行動できる環境を整えています。

■食事を楽しむことができます

「給食マニュアル」に基づき、食への感謝や楽しさを伝える保育を実践しています。プランターで様々な野菜を育て、0歳児も見学、収穫体験に参加しています。苦手な野菜も自ら育て収穫することで克服に繋がっています。

■家庭との連携・保護者支援

全職員が全園児の保護者と密接に関わり、良好な信頼関係を築き、質の高い保育を提供しています。手ぶら登園を実施し、登降園時の保護者の負担の低減を図っています。

◆改善を求められる点

■中・長期計画、事業計画の具体的な目標設定

計画は期中・期末に目標の進捗状況・達成状況を可視化できるように、具体的な達成目標を明らかにすることが求められます。

■改善課題の見える化と計画的な取組

PDCAサイクルが効果的に機能するためには、現状分析や改善課題を文書化し、改善方針やタイムスケジュール、担当責任者を特定して計画的に取り組むことが求められます

■実習生受入れのチャレンジ

小規模園としては難しいことは事実ですが、社会的にも、そして園としても意義のあることですのでチャレンジすることを期待します。

■ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制の確立

園が目指す保育に必要なボランティアとは何かを模索している段階であり、今後は園が目指す保育に役立つ、多様なボランティアを受け入れる準備に着手することを期待します。

■地域の福祉ニーズ等を把握する取組を行い、ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動

保育所は福祉サービスを実施するという公益性のある組織として、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組が必要ですが、園としての取組は積極的ではありません。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

開園後6年が経ちました。開園時から目指してきた12人の園児が12人様に生活を楽しみ成長する毎日、その成長を各ご家庭と一緒に見守り、笑顔が増える保育園でありたい。そのためには職員も成長しながら楽しんで保育を行うことが大切。園の運営が安定してきたこの時期に第三者評価を受審し、成果と課題が見えてきました。計画を立て、実行した事柄はこどもたちの成長を楽しめたか、職員で共有し次に生かしているのか。園の周りの身近な方々とも丁寧に積極的に関わることが必要です。高評価を頂いた点を活かしながら、これからも丁寧な保育と運営を行っていこうと改めて考える機会をいただきました。受審にあたりご協力いただきました皆様、ありがとうございました。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント)	パンフレットやホームページ（以下「HP」）に「のびのびと自分を表現し、生き生きと生活を楽しむ」を標語とし、理念および保育方針を記載して周知を図っています。保育方針には11項目の指針・方策を記すとともに、研修マニュアルの中に「あゆむ保育園の職員として」と題して、8つの職員行動規範を示しています。職員には、園長から年度の節目に理念・方針について話すことはあるようですが、日常的に繰り返して共通理解とするために、月会議等で定期的に読み合わせるなどの取組が求められます。また保護者等にも、折に触れて説明するとともに、玄関ホールに掲示するなどの取組を期待します。	
		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント)	あゆむ保育園（以下「園」）が立地する地域は、JRや大阪メトロなどの公共交通機関にも近く、また大阪を代表する総合公園に恵まれるほか、民度も高く若い世帯が住みやすい地域柄であって、全般的な少子化傾向の中でもむしろ保育需要は高い水準で推移しています。園長としては、社会福祉事業全体の動向についての把握や分析は十分ではありませんが、小規模保育事業としては安定した経営環境に恵まれていると認識しています。今後は市内の他地域の状況にも着目して、今後の人口特性（女性の就業率や外国籍住民の増加など）を注視し、将来を展望するための経営環境を把握する取組を期待します。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
(コメント)	園の経営状況とその課題については、社会福祉法人大阪重症心身障害児者を支える会（以下「法人」）として明らかにし、役員間で共有しています。園の強みである手ぶら保育や頻繁な戸外活動が好評で、近年は年度前半からの定員充足を達成しています。一方、園の経営課題は、新卒者の入職が少ない中で様々な社会経験を積んだ職員に園の保育方針を徹底すること、そしてその多様な知見を活かしつつチーム力として総合化していくことにあります。園では正規職員を増員して、中堅職員の層を厚くすることに努めています。今後は、園の経営課題を職員全員が共有してともに考えることを期待します。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	法人が「法人の基本ビジョンと戦略」「重点的な事業展開」を主題とする中・長期計画を作成しています。その中で園は「地域枠」をもつ小規模型事業所内保育事業ですが、前述したとおり保育ニーズにも恵まれており、12名の定員はほぼ充足した運営をキープしており、開設5年を経過して安定した経営を維持することを当面の目標としています。園長は新たな展望として、障がい児の受け入れや、職員一人ひとりの課題にも配慮した就労環境・チームビルドに置いています。今後は、そうしたビジョンを具体的な数値目標を含めて「見える化」して、組織内で共有化し構成員の想いを同じくすることを期待します。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	令和7年度事業計画には、保育理念・基本方針を掲載したうえで、こども本位の保育、保護者との連携、職員の成長を計画目標としています。細目では、年間行事計画のほかに保育にかかる計画、安全対策、職員の資質向上、家庭・地域支援、苦情対応などについて取り組むべき内容を明示しています。今後は、各計画について年度中間期や終了時にその達成度を評価できるよう、具体的な数値目標や達成目標を明らかにすることを期待します。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	園長は副園長とともに毎年1～2月頃にその年度を振り返り、次年度に向けて目指す計画を取りまとめて法人理事会に報告しています。計画策定にあたっては職員にも会議等で意見を求めています。職員からは、取り組みたいことについての発言はあるものの、園全体の展望については、議論が十分には深まることはない状況です。今後は、園の課題や中・長期計画について職員が主体的に議論に参画するための情報共有や意識の変革、そして計画策定に協同する習慣や場の構築を期待します。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	子育ては保護者等と園の協同作業であり、相互の信頼や方針の共有が大切です。事業計画の主な内容は「あゆむ保育園入園のご案内」（以下「しおり」）に記載して周知しています。そして、手ぶら保育や頻繁に戸外活動をする計画は、保護者等からも好評を得ています。今後は、その他の計画についても保護者等が理解しやすい資料を作成したうえで、掲示や説明に工夫を施し、保護者等のさらなる理解と安心、そして参加につながることを期待します。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	園では毎週木曜日に短時間ですが週会議を行い指導計画と保育実践を振り返り、こどもの様子を話し合って次週の計画につなげています。また、月会議では4～5時間をかけて月単位の振り返りをしています。振り返り（評価）を客観的に分析し、具体的な改善につなげるには、明確な評価基準と組織としての評価・分析の手順、そして課題文書化する仕組みを構築することが大切です。今回の第三者評価受審を契機として、組織的な自己評価の取組が定着することを期待します。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	事業報告書では取り組んだ、あるいは努力した内容は記載していますが、やり残したことや新たに発生した課題の記述は十分ではありません。そのため年度末の会議で振り返りや次年度計画について話し合っていますが、課題の明確化やその改善についての検討には届いていないようです。本評価項目では保育実践に直接関係することに留まらず、組織としての運営体制や保育を実践する仕組みについてのPDCAの取組を評価するものです。職員が保育士としての専門職能であることに加え、組織人としての素養を養うことが小規模保育事業所（以下「小規模園」）ならばこそ求められます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	法人組織図において、園長は予算管理責任者、会計責任者、法令遵守責任者であることが明記されていますが、法人各拠点長の職務分掌を明確に示した文書は確認できません。園長は、ことさらに自らの権限や責任を明言することはありませんが、小規模園にあって常に全体に目を配り、職員からの相談には適時適切に応えています。副園長を配して、有事や園長不在時の役割と責任は、職員間の共通理解となっています。今後は園長・副園長（以下「管理職」）の役割と責任の明文化と、管理職として保育事業運営の方針の明確な発信を期待します。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	法人の研修部門が新任研修や管理職研修を実施する中でコンプライアンスの徹底を推進しています。園長は大阪市からの通達等に目を通し、保育に関わる法令等の理解に努めています。習得した法令情報や法人の決定方針については、職員に伝えるべきは職員会議等で説明しています。ただ、保育に関わる法令上の要点は理解しているものの、根拠法そのものを習熟するには至っていないと自省しています。今後は保育に直接かわることではない法令等、例えば道路交通法の改正により自転車通行や歩行者への規制が厳しくなったといったことにも留意する必要があります。	

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	園長は、保育の質を向上する要点は、園の保育方針を共有した上で、各保育士がこどもの様子に臨機に対応する「考える力」と「引き出しの多さ」を培うことを「楽しむ」そして「長く続けていける」ことにあると考え、自らの指導力を模索しています。職員からの相談には、きちんと理由を示して細やかに指導しています。チームビルドの一環で、正規職員でリーダーを週替わりの輪番制とし、職員一人ひとりの考える力を伸ばそうとしています。園の保育方針の筋は通しつつ、保育士が考えその得意を発揮する、他の者はそれに協力するなかで皆が学び、保育を楽しむことができるよう計っています。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	園の経営（財務や人事管理その他）については、法人本部が主導しており、園としては小口現金管理など日常的な業務に徹しています。法人は、財務分析のほか、令和7年度からは人事考課制度を取り入れるなどマネジメント体制の強化に努めています。園長は、課題として人件費率がやや高めであることを認識していますが、安定した経営状況の中でより良い人材の定着を目指すことが経営改善に資するものと考えています。今後は職員間に同様に意識を形成することを期待します。	

		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	0～2歳児の小規模園の宿命として、養成校からの新卒入職は難しく、就職フェアにも期待はできないのが現実であり、計画的な人材確保は困難です。そもそも3歳児以上の入園は考えられず、0～2歳児の保育経験が大切ですので他園での経験をもつ職員を歓迎しています。結果として多様な想いや知識、技術がぶつかり合います。その中で、縁あって入職した職員の定着を図るために、一人ひとりの想いを尊重するとともに、園の保育理念を徹底することと、研修を充実して成長する喜びを実感してもらえるよう努めています。また園長は、年2回の面談で、職員一人ひとりの想いを丁寧に聴き取りつつ、できたことを認める姿勢で接することにより、それぞれが目標を立てやすく、また保育を楽しんでいると思っ取り組めるよう努めています。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	「期待する職員像」は保育方針に示しています。法人では正規・非正規職員について「職員昇格試験実施要綱」を定めて自己評価、他者評価に基づく人事を実施するとともに、「職員給与規程」により公正な処遇を行っています。令和7年度から本格的に人事考課制度を導入し、職員の目標管理や資質の処遇への反映（職員の資質や努力に応じた処遇改善加算の配分）を図ろうとしています。考課面談が考課者、被考課者間の信頼関係のもとで、保育理念・基本方針の共通理解を深めるとともに、人事や処遇に対する不信や不満を解消し、ポジティブかつ未来志向的な目標の想起につながることを期待します。	

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

(コメント)

法人は「職員就業規則」のほか「育児・介護休業等に関する規則」を定めて適正な労務管理に努めています。園では原則として残業もなく、シフトに従って仕事を上げることや休暇も取りやすくなっています。食事はこどもとは別に摂ることができ、保育現場から離れた休憩時間も確保されています。一望できる保育環境で、職員は相互に支え合っています。園長は、職員に穏やかな言葉かけを促して、また個々の保育観を尊重して「保育を楽しく」務める環境づくりに配慮しています。今後は職員の意向を汲みとって総合的な福利厚生をさらに充実すること、園で働く魅力の発信に努めることを期待します。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

(コメント)

Ⅱ-2-(1)-①で示したように園長は年2回の面談や日常的なコミュニケーションを図って職員の状況や資質、課題を把握しています。園長は「期待する職員像」として「素直で明るく、こどもと一緒に楽しむことができる」ことをあげています。評価票のチェック項目は、組織が職員に期待する資質や心得を示しています。令和7年度から本格的に取り組む考課制度のなかで、職員一人ひとりの目標設定とその評価を明確にするために、中間面接を実施することを含めて目標管理を丁寧に図ることを期待します。

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

(コメント)

2025年度事業計画に「職員の資質向上」の項において、研修計画の方針を示すとともに、月会議、週会議で保育の質の向上に向けた議題を設定しています。職員には正規、非正規の区別なく、キャリアアップ研修の受講を進めるほか、行政や公的機関が主催する研修情報の周知、保育ICTシステム（以下「システム」）のオンライン研修の活用を促しています。今後は、職員一人ひとりの資質を把握して、それぞれに求められる専門性や資格取得にフォーカスした研修受講を計画的に進める仕組みと、その効果を検証して次の研修計画に反映する取組を期待します。

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

(コメント)

予め計画された研修への参加についてはシフトに反映しており、急な研修受講についても職員間で調整することにより時間を確保できています。有料の研修についても、それが本人だけでなく園として保育の質を向上するうえで有益なものと管理職が判断する場合は費用を組織として負担しています。短時間勤務職員の研修参加は時間の確保が難しいですが、研修参加者が会議等で報告して共有に努めています。法人では新人研修や階層別研修を設定していますが、障がい者支援を前提としたものが多く、今後は保育事業に即した研修体制の確立が課題となっています。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

c

(コメント)

実習希望があれば受け入れる意思はあるのですが、0～2歳児対象の小規模園には養成校からの要請や学生からの希望はなく受け入れた実績も見込みもなく、従って実習プログラムや受け入れマニュアルの整備、指導者の研修などは行っていません。小規模園での実習がほぼ機能していないことが、小規模園への新卒者の入職が一般的でない一因にもなっています。小規模園ならではの家庭的環境下での保育は、保育士養成にも得難い環境であること、楽しい保育を実践できることの魅力を養成校等にアピールするなど、積極的な取組が求められます。

		評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	パンフレットを用意して見学者に配布するとともに、区役所を通して入園を検討する家庭に届くようにしています。法人のHPに法人概要や経営状況が詳しく掲載されており、そこから園のページにリンクして、保育方針や目標、保育概要（特徴ある取組）のほか重要事項説明を公開しています。なにより頻繁な戸外活動（近隣の総合公園への散歩）が、園の保育を地域に示すなよりの広報活動となっています。今後は園だよりや入園案内を目にとまる位置に掲示するなど、積極的な情報発信を期待します。	
Ⅱ-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	経営的な判断や推進は法人事務局が体制を確立して取り組んでいますので、園での決済範囲は限定的で、その範囲において職員はルールを理解して適正な運営に努めています。園長は、園の運営状況をつぶさに法人に報告して、了解と指導を得ながら健全な運営に努めています。法人評議員会では、評議員から活発な意見が出され、理事会の経営判断を検証しています。法人の責任者会議（各拠点長の合議）の議事内容や法人運営状況等は、園長から月会議で議題に上げて報告し、職員は必要な内容を理解しています。	

		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
(コメント)	こどもが地域の人々と交流を持つことは、こどもの社会体験の場を広げ社会性を育てるために大切なプロセスになります。地域との交流として地域行事への参加などは積極的ではないですが、戸外活動では近隣住人と挨拶を交わし、こどもも挨拶する習慣が身につくようになりました。お餅つきの当日には近隣に年1回挨拶に回っています。また同建物内にある障がい者支援事業所に通う障がい者との交流の機会もあり、こどもの社会性を育てることに一役貢献しています。6年前の園開設時はコロナ禍で交流に制限がある時期でしたが、これからは徐々にこどもの社会体験の視点で交流の機会を増えることを期待します。	
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
(コメント)	保育所は、その特性や地域の実情にそくしたボランティアの受入れや学習への協力を検討・実施することが求められます。令和8年時点でボランティアの受入れはありません。その理由としては園が目指す保育に対して必要なボランティアとは何かを模索している段階であります。また学校教育への協力については限られた保育スペースに見知らぬ大人が入ることのこどもの心情に配慮することを考えています。今後は園が目指す保育に役立つ、多様なボランティアを受け入れる準備に着手することを期待します。	

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	こどもによりよい保育を提供するためには、地域の様々な機関や団体との連携が必要になります。地域の関係機関連絡先などは事務室に掲示しています。ただこれまでは積極的な関わりはあまりなく、研修や連絡会などに参加し職員には会議でその情報共有をする程度でした。こどもや保護者の状況に応じて連携が求められる場合は、まずは区役所に繋ぐことを基本として対応しています。今後は必要に応じて連携機関の活用に取り組む予定で、保護者が集まりやすい行事の後に嘱託歯科医による歯科講習を実施することにしており、これには地域の方にも案内する計画です。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
(コメント)	保育所は福祉サービスを実施するという公益性のある組織として、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組が必要です。法人は障がい者・児の相談事業などを実施し福祉ニーズの把握に努めていますが、園としての取組は積極的ではありません。この地域の住民が落ち着いていることや園が小規模型事業所内保育事業ということも影響し「福祉ニーズ」を把握する必要性も薄くなっています。近隣の環境や人口動向などは把握しているものの、社会福祉事業を担う保育所として今後は地域が求める福祉ニーズを少しずつでも把握する取組を期待します。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
(コメント)	保育所（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となり、また地域住民の主体的な活動を促進・支援するなどの取組が必要です。前項で福祉ニーズの把握が不十分などから、どの様な取組に着手するかは今後の検討課題となります。園としては一つ「障がい児保育」に力を注いでいますが、この取組を軸に地域の福祉ニーズの緩和を目標に保育の専門性を活かした取組を期待します。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人ひとりの人格を尊重して保育をする必要があります。開園以来「こどもが中心」と「自由保育」を基本姿勢としています。小規模園だからできる保育がいきわたるという、その姿勢に対する職員の共通認識としては各会議などで話し合い確認しています。そして保育の「慣れ」を回避する目的に日頃の「あたりまえ」を再度検討する時間をつくり、保育に取り組む姿勢や方向性を話し合い職員一丸となり子どもを尊重した保育に努めています。	

Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	こどもの日常生活におけるプライバシーの保護は、こどもを尊重した保育における重要事項です。園としてはプライバシー保護マニュアルなどの、何がプライバシーになるのか、どういう事に配慮が必要なのかを職員が共有するものがなく、各職員が意識して気をつけながらの保育になります。乳児にとって「見られたくない、知られたくない」の意識はまだないですが、職員が意識して、みんなの前での着替えやトイレ訓練、園内もですが屋外では更に注意が必要で、今後はプライバシーに関する共通意識の為にルールを設定を期待します。	

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	利用者がサービス選択の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。園として積極的な情報発信はしていませんが、認可保育園ということで区役所の保育所一覧からの問い合わせがあります。これまで卒園児の紹介（口コミ）などが多く、また戸外活動でほぼ毎日公園に行くことで、いつも見かける保育園として興味をしめす方もいます。その様な方々がHPなどから調べた結果、一番の特徴である「手ぶら保育」にも興味を持たれるなど園のアピールがしっかり出来ています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	保育の開始や保育内容の変更時に、保護者等にわかりやすく説明を行い、同意を得る必要があります。園の見学時、入園の説明や面談は個別に実施し、しっかり質問に答えるなど対応しています。重要事項説明書の内容も丁寧に伝え、理解したうえで同意と契約書に記名捺印をいただきます。当園の場合、同建物に障がい者支援事業所があり障がい者と顔を合わすことなども説明し保護者に了解を得ています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮する必要があります。園としては保育所の変更に引継書の様式は用意していません。当園が2歳までの園ということもあり、3歳になる時点での引継書をこれまで求められていないこともありますが、必要に応じて電話での対応や求められれば保育所での様子などを伝える書面を作成して提出することもあります。また卒園児などのその後の交流として毎年の行事である夏まつりには案内を送り、多くの卒園児と家族が参加して近況を話す機会になっています。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	利用者満足の調査等を行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。具体的に利用者満足を目的とする調査などは実施していませんが、建物1階に投書箱は設置しています。これまで投書箱への投函はなかったですが、保護者から不満がある場合は直接口頭で伝えることが通例になっています。第三者評価機関が実施した保護者へのアンケート（以下「保護者アンケート」）での園に対する満足度は高評価でしたが、職員の保育に対するモチベーションにも繋がる、こども・保護者の満足度を把握するためにも定期的な調査の取組を期待します。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	保護者からの苦情に対して適切な解決に努めることが求められます。園としては保護者の意見や要望とは違う「苦情」に対応するために、苦情解決マニュアルを準備し、必要な体制を整えています。ただ、保護者が苦情を申し出やすい工夫としては不十分な状態です。これまで開設から6年間で苦情はあがっていませんが、苦情の申し出に至った場合は、適切に対応し検討内容や対策について説明した上で、公表までの一連の行為をマニュアルに沿って遂行します。今後は保護者に対して匿名アンケートや苦情記入カードなどの意図と、その必要性についての説明に取組ことを期待します。	

Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	保護者の相談、意見に関する取組については、保護者等に十分に周知されている必要があります。園としては登降園時のこどもの着替え時や、こどもが園内で遊んでいる時間を使って保護者との意見交換はできていると自負しています。それは日々こどもだけでなく保護者の様子にも気を配り、声掛けを積極的に行い、訴える意見以外にも配慮していることも根拠となります。当園では懇談や参観などの保護者との交流機会などは特に設けていませんが、時間がある時はいつでも保育している場面を見てもらうことは可能で、戸外活動についても同行することを許容しています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	保護者からの苦情のみならず、意見や要望から改善課題を明らかにし、保育の質を向上させていく姿勢が求められます。保護者からの意見や要望については職員がその内容を園長・副園長に伝え、対応できるものは即時回答をしています。職員間の情報共有としてはコミュニケーションツールやシステムを活用していますが、記録の方法や報告の手順などについてはマニュアルがないこともありルールが曖昧な部分があります。保護者との関係性は良好ですが、今後は直接でなくても意見を収集できるアンケート等の取組を期待します。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	保育所におけるリスクマネジメントの目的は、保育の質の向上にあります。こどもの安心・安全のために「事故防止・安全対策マニュアル」を策定し、職員は日々の保育に努めています。園内だけでなく戸外活動の機会も多く、注意が必要な場所や行為などについては都度ヒヤリハット報告を作成し、その時の対応や今後の対策までを記入しています。ただ、その内容は会議で報告されファイルに綴じて保管されていますが、振り返りの機会はあまりなく、今後は、注意するべきことを継続して意識のするためにも定期的な振り返りなどの実施を期待します。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	こどもの生命と健康にとって感染症の予防と感染症発生時の適切な対応は非常に重要な取組です。園には保健衛生マニュアルの中で感染症について記されており、感染経路や発生した場合の対応など注意すべき内容がまとめられています。6年前に開設した当時はコロナ対策を余儀なくされる状況だったことから、日常的に換気を心掛け、除菌を徹底しています。さらに会議では感染症の対策や対応について実演を交えて確認と見直しを実施しています。	

Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	こどもの安全を確保するためには、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。その為に共有すべき事項については、非常時対策マニュアルを準備し、地震・津波・火災・内水氾濫などの発生時取るべき行動が記されています。加えて、あらゆる災害を想定した避難訓練を毎月実施しており、避難経路については実際避難先まで子どもと一緒に確認しています。ただ、その避難訓練は園単独で行い、同建物内の事業所や地域の関係団体と連携するまでは至らず、今後は自治体等との連携を含めた避難訓練の実施を期待します。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	標準的な実施方法は文書化され職員が十分に理解していることが不可欠です。園では「標準的な実施方法」となる手引書ではなく、園の一日の流れをマニュアルにしたものを保育実践用として活用しています。職員の日々の保育で気になる事は、「指導する、注意する」ではなく職員間で話合いをして納得することで保育実践につなげています。数年前から職員が輪番でリーダーとなり「責任ある保育」の経験を積んでもらう機会を作っているところですが、今後は保育の「標準的な実施方法」となる保育のベース（軸）となるものの文書化の作成を期待します。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	こどもが必要とする保育内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。本園の場合「標準的な実施方法」を各マニュアルとすると、その検証や見直しを改めて行う時期や方法などは定めていない状態です。ただ、定期的な見直しではないですが、日々の保育については会議でしっかり協議はしており、職員の経験値や正職、非常勤の違いなどありますが、均一な保育を目指したいと全職員が思っていますので、やはり定期的な見直しを組織的に実施することを期待します。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	0～2歳児の保育の提供において、こども・保護者のニーズ等の適切なアセスメントにもとづく指導計画が必要です。指導計画策定の責任者を園長と定め、入園時面接などで、こどもの家庭での様子や育児方針などをしっかり聞き、利用調整調査票にその内容をまとめています。加えて園生活で心配なことや要望なども聴取したうえで、職員は各会議を通して情報を共有しています。それらを基にしながら、こどもの日々の様子の変化などをいち早く察知して指導計画に反映しています。今後は必要に応じて園外の専門家の意見も取り入れるなど指導計画の内容充実に努めることを期待します。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施することが重要です。指導計画の内容は振り返りを含め職員会議でしっかり話し合い、こどもの成長に合わせて見直されています。こどもや保護者のニーズ等に対する計画の評価は、職員の指導計画に対する取組意識や勤務年数（経験値）の差もあり、組織的な取組が少し弱い部分となります。これからの課題として指導計画の評価を職員が一丸となって取り組める体制とシステム構築を期待します。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
(コメント)	こども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有化されていることが大切です。保育記録は必要に応じてコミュニケーションツールやシステムを活用し、随時書き込むことでこどもの保育状況が職員間で共有できています。また各会議でも保育状況を確認する時間を設けています。個人記録は、こどもの各年齢で記録内容が異なることを職員が理解し、それぞれに記入しやすい様式としていますが、今後はコミュニケーションツールと個人記録の連動など効率化の実現に取り組むことを期待します。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。園としては法人内事業所共通の個人情報保護規定に沿って個人記録などは鍵付き書庫で保管、管理されています。また情報開示についてもこれまで開示請求はありませんが、規定に沿って対応します。個人情報の取扱いについて保護者へは「しおり」で説明していますが、プライバシー保護と一緒に取扱われており、職員の中には混同している部分もあります。今後は、改めてどういうことに注意し、何を守らないといけないかを理解する勉強会などで個人情報に対する園のルール作りを期待します。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－1 保育内容		
A－1－（１） 全体的な計画の作成		
A－1－（１）－①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
（コメント）	全体的な計画は、園長が保育理念や指針に基づき、2歳までの育ちが幼児期に大きな影響を与えることから幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を見据えて骨子を作成しています。これを受け、年間計画は各担当保育士がこどもの実態や保護者の状況、連携体制を反映し、柔軟に見直しを行っています。一方で、全体的な計画に対し職員の意見が出にくい現状があるため、今後は園の地域性や独自性をより深く反映させるプロセスが重要です。職員一人ひとりが計画の策定・評価に関わり、現場の視点を活かして継続的な改善を図る組織的な取組を期待します。	
A－1－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A－1－（２）－①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
（コメント）	小規模園ならではのアットホームな環境づくりに注力しており、換気や除菌に関しては常に適正に保ち、床暖房の完備、園服の毎日洗濯など、こどもたちが安全かつ清潔に過ごせる体制を整えています。職員が発達や興味に合わせて玩具を手づくりしています。今後の課題は、活発に動きたいこどもと静かに遊びたいこどもが共に満足できる空間の構成です。特に年度初めは月齢差による発達の違いが大きいため、一人ひとりの活動の質を保障できるよう、限られたスペースを有効に活用した環境設定の工夫が求められます。	
A－1－（２）－②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
（コメント）	こども一人ひとりの個性を尊重し、その日の気持ちや月齢・体力差に寄り添ったのびのびとした保育を実践しています。特に、否定的な言葉や急かす表現をポジティブな言葉に置き換える工夫により、こどもが自発的に行動できる環境を整えています。例えば、公園で自分の興味を引くものから離れたくなかったために集団から遅れたこどもには、遊びを取り入れながら楽しく誘導するなど、柔軟な対応をしています。また、システムを有効活用して全職員でこどもの情報を共有し、こどもとの対話を通じてこどもの声に丁寧に応えることで、園全体で見守る体制を構築しています。	
A－1－（２）－③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
（コメント）	排泄等の基本的な生活習慣の形成において、0～2歳児は「一歩進んで二歩下がる」といった後退も多い時期であることを職員が深く理解し、こども一人ひとりのリズムと成長特性に寄り添った支援を実践しています。管理職は、「個人発達記録」を整備し、発達状況を定期的に確認する方針です。これにより、職員間でより一貫性のある共通のアプローチを徹底し、園全体での保育の質向上を目指したいとしています。今後は、手洗いの手順をイラストで示したり、歌を取り入れたりすることで、こどもたちが遊びの中で自発的に習慣を身につけられるよう工夫することを期待します。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	こどもたちの興味や成長に合わせ、会議を通じて玩具や環境を整えることで、室内でも自主的に活動できる空間を確保しています。職員は一斉指示を避け、こどもが「自ら進んで取り組んだ」と感じられるような肯定的な言葉かけに努めています。戸外活動も豊富で、公園への散歩、商店街での買い物体験、消防署見学などを通じて、地域や自然と触れ合う機会を創出しています。また、同建物内の重度心身障がい者との行事交流も始まり、多様な人との関わりを大切にしています。職員自らも挨拶の手本となり、豊かな社会性を育てています。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	小規模園の特性を活かし、全職員が各家庭状況を深く理解した上で、一人ひとりの発達や月齢・体力差に応じた安全な保育を実践しています。さらに、保護者の安心がこどもの健やかな成長に不可欠であると考え、日々の不安解消や信頼関係の構築に努めています。保護者アンケート結果では、園の保育に対し高い評価を得ています。室内活動ではコーナーづくり等に配慮していますが、年度初めの月齢差に応じた環境構成については更なる工夫と、今後も家庭との緊密な連携を第一に、より適切な保育環境の整備に期待します。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	こどもの発達段階に合わせ、1歳児には自己肯定感を育む探索活動を、2歳児には自立心を促す主体的な生活習慣の形成を支援しています。原則、日課は午前を「動」、午後を「静」の活動と定め、天候が良い日は積極的に屋外へ出向いています。また、異年齢児が混在する中で、高年齢児の室内活動時には低年齢児が散歩に出る等の工夫をしています。家庭との連携は、システム等で密に行っていますが、参観や懇談会の実施方針等、一部伝わりきっていない事項については、園だよりでの「見える化」を通じて更なる相互理解に期待します。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	—
(コメント)	本園は0～2歳児対象の小規模保育所ですので、本評価項目は「評価外」とします。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	重要事項説明書に基づき、地域社会のなかで障がいの有無に関わらず共に育ち合う保育を推進しています。障がいをもっているこどもの運動能力に合わせて低年齢児との合同保育が行えること等小規模園の強みを活かし、一人ひとりに必要な支援を職員間で共有し、肯定的な関わりを徹底しています。医療的介助が必要なこどもを除き、積極的に受け入れる方針です。課題として、車いす移動の妨げとなる柵の改修や、将来を見据えた保育方針について職員間での更なる話し合いが必要です。今後は、職員の専門知識向上に向けた研修の充実や、保護者への障がい理解の啓発を強化することに期待します。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	園の基本理念である「のびのびと自分を表現し、いきいきと生活を楽しむ」保育の実践に向け、家庭と連携した規則正しい生活リズムの構築に注力しています。環境面では、ワンフロアの特性上生じる月齢差による活動の干渉を防ぐため、マットを用いたエリアの見える化を行い、こどもたちへ丁寧に伝えることで安全な空間を確保しています。家庭への重要な連絡事項伝達は管理職が同席するルールですが、シフト等の都合で共有が漏れる事案も発生しています。今後はシステムをさらに活用し、職員間の情報共有と保護者への確実な伝達体制を強化することが求められます。	

A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	—
(コメント)	本園は0～2歳児対象の小規模保育所ですので、本評価項目は「評価外」とします。	

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	園の事業計画には、こども健康管理に関する項目を定めています。また、園の保健目標に基づき作成された保健計画では、0～2歳児のねらいを細やかに設定しています。各種マニュアルを整備し、朝の受け入れ時の視診やSIDS予防、汚染物処理等の手順を明確化しています。特にSIDS対策では、タブレットを用いて0歳児は5分、1～2歳児は10分間隔で体位等を記録し、厳重な午睡チェックを徹底しています。保護者との信頼関係を重視し、職員は些細なケガであっても必ず報告することを徹底しており、登園時に未確認だった傷についても保護者に確認を行うなど、誠実で迅速な情報共有に努めています。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	医療機関および嘱託医との契約に基づき、年2回の内科検診と年1回の歯科検診を適切に実施しています。受診前には保護者へ気になる点の聞き取りを行い、結果については速やかに共有し、必要に応じて医療機関の受診を促すなど、家庭と連携した健康管理に努めています。また、園だよりを通じて季節ごとの健康管理についてや感染症等の注意事項を発信し、啓発を行っています。今後の園長の意向としては、嘱託医による「子どもの成長」に関する講話の機会を設ける計画です。これは保護者だけでなく地域の方々にも公開し、地域全体の健康支援に繋げていくことを目指しています。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
(コメント)	大阪市等の公的なガイドラインに準じた「アレルギー対応マニュアル」を整備し、安全な食の提供を徹底しています。給食では原因食物の完全除去を原則とし、専用調理器具や色違いの食器を使用しています。職員間のダブルチェックや座席の工夫に加え、家庭での事前の食材確認を依頼するなど、重層的な事故防止策を講じています。また、除去食であっても見た目が普通食と大きく変わらないよう配慮もしています。与薬は原則行わず、医師の指示がある場合のみ「与薬表」に基づき対応しています。今後はアナフラキシー補助治療剤等の使用法の専門研修を実施し、更なる安全体制の強化に期待します。	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	「給食マニュアル」に基づき、食への感謝や楽しさを伝える保育を実践しています。令和7年度は「楽しく食べる・挨拶の習慣化」を目標に掲げ、食育を推進しています。保育室に隣接する調理室で給食が出来上がっていく様子を見ることが出来ます。プランターで様々な野菜を育て、0歳児も見学、収穫体験に参加しています。苦手な野菜も自ら育て収穫することで克服に繋がり、大根などは家庭へのお土産として喜ばれています。防災面では、こどもと職員の備蓄品をローリングストック体制で管理しています。園だよりでも畑の様子を発信し、家庭と食の喜びを共有しています。	

A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	定期的に給食会議を開催し、栄養管理士の指導のもと、塩分や鉄分に配慮した献立への修正や、こどもたちの嗜好を反映したメニューづくりを行っています。おやつは市販品を避け、完全手づくりを徹底しています。行事食も積極的に取り入れ、食の楽しさを伝えています。日々の給食では、体調に合わせた対応や、食の細かい子にはあえて少なめに盛り付け「完食した達成感」を味わわせる工夫を凝らしています。食材の刻み方についても職員間で意見交換を行い、適切な大きさの検討を継続しています。ならし保育期間にはこどもと一緒に食事に参加してもらう機会を設けて、園の味付けや調理形態への理解を深めています。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-（1） 家庭との緊密な連携		
A-2-（1）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a
（コメント）	全職員が全園児と家庭状況を把握し、質の高い保育を提供しています。保護者アンケートでも、こどもの最善の利益を優先する姿勢に高い評価を得ています。保護者との日々の情報共有は、登降園時の対話とシステムを併用していますが、午後の様子の記録充実が現在の課題です。また、園では「家庭の顔」に戻る前の園でのありのままの姿を大切にするため、参観等は実施せず、代わりに年度末のアルバム作成等でこどもの成長を伝えています。保育の質を優先し動画配信等を控えている園の方針や写真販売を行わない理由等、保護者へ再周知し理解を深めるための工夫が求められます。	
A-2-（2）保護者等の支援		
A-2-（2）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		a
（コメント）	手ぶら登園を実施しています。全職員が全園児の保護者と密接に関わり、良好な信頼関係を築いています。職員は保護者のわずかな変化にも気づけるよう努めており、さりげない声かけを通じて日々の不安や悩みに寄り添っています。保護者からの相談は、内容に応じて管理職と協議した上で園長から回答する体制を整え、組織として丁寧に対応しています。相談内容は記録し、全職員で情報共有することで支援の質の向上に繋げています。今後は、保護者の想いをより深く汲み取るため、職員がカウンセリング技術を習得できる研修の実施を計画しており、園全体での相談支援体制のさらなる充実を目指します。	
A-2-（2）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		b
（コメント）	「虐待対応マニュアル」を整備し、職員・保護者双方による虐待防止措置を明確に定めています。ワンフロアかつ少人数の特性を活かし、職員と保護者が密に関わることで、異変に気づきやすい環境を構築しています。登園時、保護者と共に着替えを行う際には、こどもの肌の状態や表情を注意深く観察し、小さな変化も見逃さないよう努めています。万が一、予兆や変化を察知した際は、即座に管理職へ報告し、必要に応じて迅速に通報する体制を確立しています。今後は、家庭内虐待の早期発見スキルを高めるため、虐待防止に関する専門研修をさらに充実させ、組織的な体制強化に期待します。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
（コメント）	職員は年2回、チェックシートを用いた自己評価を実施しています。年度末の面談では、園長と共に目標達成度の確認や次年度に向けた課題設定を行い、個々の成長を促しています。また、日々の保育実践を「個別指導計画」の振り返りに反映させ、次月の保育へ繋げるPDCAサイクルを確立しています。さらに、保育実践の振り返り（自己評価）を令和7年度導入の人事考課制度と連動させ、個人の意欲向上を図る方針です。今後は、全職員の自己評価を集約・分析することで園全体の共通課題を明確化し、組織的な保育の質の向上に繋げていくことを期待します。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	b
（コメント）	法人理念には「私たちが行う支援は利用者が主体となるものであり、私たち支援者の都合に基づくものであってはならない。これを私たちの取組みに対する姿勢であることを確認する。」とし「利用者理解・受容的態度」を掲げています。園長は折に触れ職員にこのことを伝えています。また、保護者には、「重要事項説明書」に虐待防止のための措置に関する事項を設け、園の取組について伝えています。今後は不適切保育の防止に向けた研修の拡充や事例検討を通じて、職員個々の「不適切」の認識や感じ方の違いに気づく取組の充実を期待します。	

利用者(子ども)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	
調査対象者数	人
調査方法	

利用者への聞き取り等の結果（概要）

--

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	あゆむ保育園の保護者
調査対象者数	12 人 （有効回答数）
調査方法	自記式質問紙留置法

利用者への聞き取り等の結果（概要）

全員、こどもが園で楽しく過ごしているとしており、この園に入れて良かったと回答しています。
園の方針や職員の態度、保育内容その他の各項では、24項目中20項目で全員が「はい」と肯定回答をしており、すこぶる高い評価だと言えます。

自由意見で見ると、園の良いところとして、ベテラン先生が多くてこども一人ひとりとしっかり向き合ってくれる点、公園などに連れて行って自然にふれるなど色々な経験をさせてくれる点、そして何より手ぶら登園の有難みを多くの保護者が述べています。

とくに問題となるような点は見当たりません。
小規模園ならではのアットホームな関係性に、保護者の大半が信頼を寄せているとみえました。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

- 以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

- ・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

- ・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

- 施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等